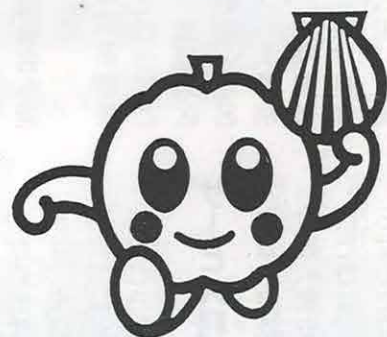




語学助手の任期を終え、5月31日に佐呂間町を離れるカーテさん

サロマ



2000

6

June

No. 512

広報 ■わたしと町の情報紙

佐呂間町ホームページ

<http://www.town.saroma.hokkaido.jp/>

今月は 町道民税 第1期の納期です納め忘れのないように!!
国民年金保険料は月末までに納めましょう。

介護サービスを受けるための 手続きは・・・難しいの？

みんなで支える
介護保険

**具体的なサービスの
利用方法はどんな
ているのでしょうか？**

介護保険がスタートし2ヶ月が過ぎましたが、佐呂間町では大きな問題もなく、順調なサービスの利用が行われております。

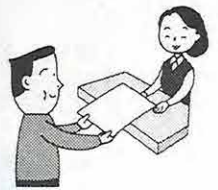
先月号では佐呂間町ではどんなサービスが受けられるのか、また、国民健康保険に加入している方の保険料の概要についてお知らせしました。

今月号では、まず介護サービスを受けたいと希望している方の手続きの流れなどについてお知らせします。

まずは要介護認定を受けてください

介護保険制度においてはサービスを受けられる方は、要介護認定の申請をして「要介護」または「要支援」と認定された方と定められております。ここで「自立（非該当）」との認定をされるとサービスは受けられません。

**申請は役場介護保険係
まで**



要介護認定を受けたいと希望される方は「要介護認定申請」を役場介護保険係で行ってください。

この申請は本人または家族等代理の方もできます。

訪問調査と

主治医意見書

認定申請書を提出されますと、認定を行うために必要な事項を調査するため、まず「訪問調査」が行われます。

これは、役場保健婦が申請をされた方のお宅に出向いて、申請した方の身体の状態や普段の生活の状況をお聞きするもので、簡単な質問に答えていただきます。

さらに専門的な立場から申請した方の介護の必

要性を判断するため、申請者の主治医の先生から意見書をいただきます。この手続きは介護保険係で行います。

なお、主治医がいない方につきましては、町が指定する医療機関で診断していただき、意見書をもらうこととなります。

認定の申請及び主治医意見書等についてはすべて無料です。

**介護認定審査会により
介護度の認定が行われ
ます**

認定申請が行われ、訪問調査による調査票と主治医意見書が出来上がりますと、関係書類が遠軽地区介護認定審査会へ送付されます。

この「介護認定審査会」は町単独で行うこともできますが、遠軽地区7か町村（遠軽町・佐呂間町・湧別町・上湧別町・生田原町・丸瀬布町・白滝村）では、要介護認定をより公平、正確に行うため共同で設置行っております。

介護認定審査会では、提出された書類に基づいて審査が行われます。

審査方法は、5人の審査員が訪問調査の結果によりコンピューターにより出された第1次判定結果と調査票内特記事項、主治医意見書等を総合的に判断し介護度が決められます。

このときに、まだ自立した生活が送れると判断された方は「自立（非該当）」となります。

30日以内に結果をお知らせします

介護認定審査会において申請した方の介護度が決まりますと、町から速やかに申請者に通知されます。申請から通知までの期間は30日以内で行うこととされております。

サービス利用の第一歩

要介護認定において要介護（要支援）と認定された方は、先月号でお知らせした介護サービスを受けられることができます。

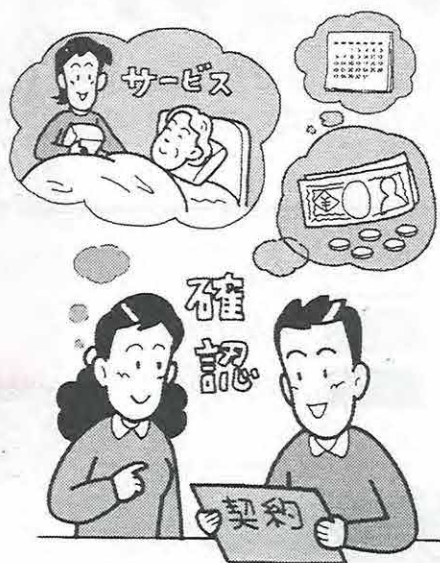
サービス事業者と利用 契約が必要です

さていよいよ希望する
サービスの利用となりま

その場合まず、介護支援専門員等（ケアマネージャー）に介護度に基づくケアプランを立ててもらふこととなります。佐呂間町の場合ケアプランは役場（居宅介護支援事業所）と言います。や厚生連の訪問看護ステーション（厚生病院内）で作成してもらうことができます。

そして、このケアプランに基づいて皆さんに合った毎月の利用計画票ができ、サービス利用が始まります。

ケアプランを作成する経費については、金額が保険給付の対象となり、皆さん自己負担はありません。また、ケアプラン及び利用計画票はサービス利用者本人や家族の方と十分相談して作成されますので、ご意見や不明の点がありましたら、お気軽にご相談ください。



ですが、介護保険制度においてはサービスを提供する機関は「指定介護サービス事業者」と言われます。（先月号でお知らせした各事業者がこれにあたります。）

利用計画票によるサービスを希望される方は、サービスごとにこの事業者と利用の契約を結ぶこととなります。

契約と言ってもサービス内容等に関して確認するもので、難しいものではありません。また、各事業者の担当者が詳しく説明を行いますので、サービス内容等を理解した上で契約してください。

サービスの利用は1割の自己負担を伴います

サービスを利用した場合にはサービスごとに利用料がかかります。

介護保険制度では自己負担額は原則利用料金の1割と定めています。（一部のサービスでは低所得者対策として、減免措置がとられますので、契約時に確認してください。）

また、受けられるサービスによっては、1割負担分とは別に実費負担を、いただくことがある場合がありますのでご注意ください。

ご注意ください、住宅 改修

なお、自己負担分の支払方法は事業者ごとに異なりますのでご確認ください。

介護保険の在宅サービスの中に、住宅内部に手すりをつけたり、段差を解消する工事を行う「住宅改修サービス」があります。

このサービスは20万円（うち1割は自己負担）を限度として保険給付が受けられるサービスですが、注意する点が何点かあります。

まず、このサービスを利用する場合もほかのサービス同様ケアプランに基づいて行われるものであることです。したがって、改修が済んでからサービス利用の申請をしても保険給付がありませんので注意してください。

また、改修する場所の改修前と改修後の状態が確認できる写真が必要です。ので、工事を行う前に業者の方と十分な打ち合

不明な点やサービス利用等の苦情は介護保険係まで

介護保険制度についてのご相談や質問、また、サービスを受けているの苦情等がありましたら、役場保健福祉課介護保険係（Tel 2 - 1212）までご連絡ください。



わせをしてください。

なお、このサービスの保険給付は、いったん工事代金は全額利用者が支払い、その後役場介護保険係が利用者本人に9割分を給付いたします。



平成10年度 決算

町議会において認定されました、平成10年度各会計決算の概要についてお知らせいたします。

予算
 歳入決算額
 歳出決算額

一般会計の内訳

※割合は四捨五入しています。

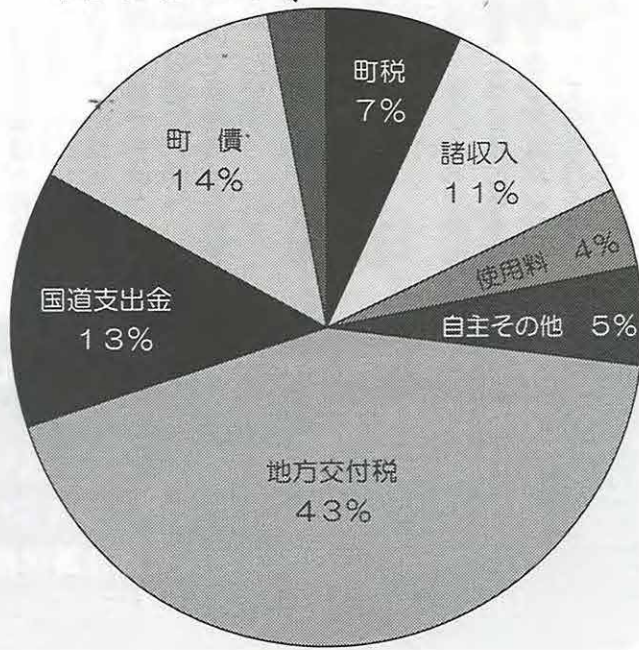
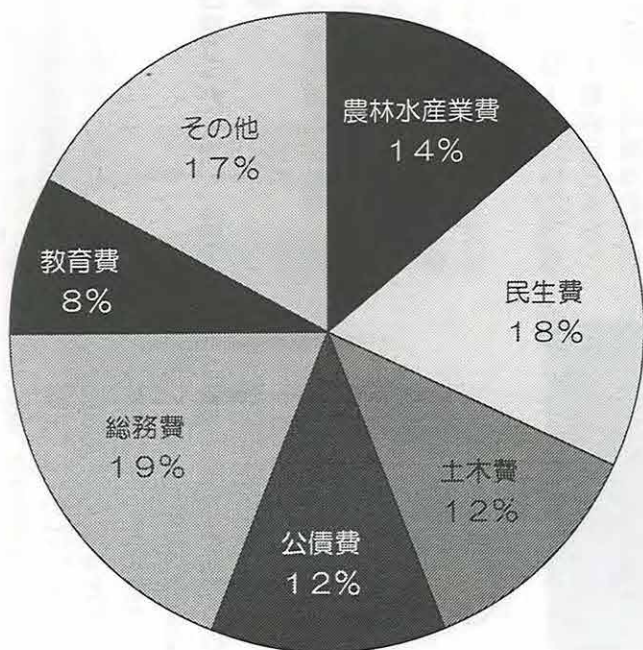
歳出総額

79億5,962万5千円

歳入総額

81億5,128万6千円

依存その他 3%



平成10年度中の主な事業

(2,000万円以上)

電子計算機等購入事業	2,190万4千円	肉用牛肥育施設費補助金	2,928万7千円
職員住宅新築事業	2,802万9千円	畜産再編総合対策事業費補助金	2,056万6千円
社会福祉法人「サロマ福祉会」施設建設費補助金	4億5,708万円	道営中山間地域農村活性化総合整備事業補助金	1億339万5千円
社会福祉法人「サロマ福祉会」施設備品等整備費補助金	2,440万円	漁港修築事業負担金	7,296万1千円
社会福祉法人「サロマ福祉会」施設外構整備費補助金	6,483万3千円	沿岸漁業活性化構造改善事業補助金	6,433万円
社会福祉法人「サロマ福祉会」施設整備費貸付金	1億5,213万円	企業振興促進補助金	4,633万2千円
合併処理浄化槽設置推進事業補助金	4,620万円	若佐市街家屋等移転補償事業	2億2,531万5千円
道営土地改良事業負担金	2億8,384万7千円	若里北幹線道路改良舗装工事	3億円
道営土地改良事業負担金(繰越分)	8,072万2千円	バスターミナル裏通り道路改良舗装工事	2,971万5千円
土地改良事業補助金	3,135万6千円	公営住宅整備事業	2億1,580万円
		農業用施設災害復旧事業	4,410万5千円

基金・起債の状況

(単位：千円)

(単位：千円)

基金名	積立金
財産造成基金	21,574
財政調整基金	462,907
減債基金	279,415
各公共施設整備基金	925,218
ふるさとまちづくり振興基金	103,198
国鉄湧網線代替輸送確保基金	653,812
福祉事業基金	164,738
土づくり基金	84,912
酪農ヘルパー事業基金	90,000
牧野事業基金	22,170
町有林事業基金	8,168
土地開発基金	62,340
奨学資金基金	2,403
文教施設整備基金	11,471
簡易水道事業基金	467
国民健康保険事業基金	96,078
合 計	2,988,871

基金 (町の貯金)

起債の名称	10年度末現在高
一般公共事業債	927,356
一般単独事業債	1,698,273
公営住宅建設事業債	439,756
義務教育施設整備事業債	380,755
辺地対策事業債	719,821
災害復旧事業債	60,504
一般廃棄物処理事業債	57,548
厚生福祉施設整備事業債	89,788
過疎対策事業債	3,052,153
一般会計小計	7,425,954
簡易水道事業債	615,583
下水道整備事業債	1,543,885
と場整備事業債	105,232
その他(一般会計)	977,749
合 計	10,668,403

起債 (町の借入金)

平成10年度

決算監査報告

代表監査委員

杉本 将俊

監査委員

定久 保男

平成10年度佐呂間町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに関係帳簿、証書類を審査した結果・意見を次のとおり報告いたします。

審査の対象

- ①平成10年度佐呂間町一般会計歳入歳出決算
- ②平成10年度佐呂間町簡易水道特別会計歳入歳出決算
- ③平成10年度佐呂間町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- ④平成10年度佐呂間町と場特別会計歳入歳出決算
- ⑤平成10年度佐呂間町老人保健特別会計歳入歳出決算
- ⑥平成10年度佐呂間町公共下水道特別会計歳入歳出決算
- ⑦財産に関する調査

審査期間

平成11年8月16日から8月25日まで
のうち7日間

審査の概要

平成10年度一般会計、各特別会計の歳入歳出決算について、それぞれの事項別明細書、実質収支に関する調査、財産に関する調査に基づき、歳入歳出決算計数の総合的な監査を実施し、その内容は是非・予算の執行状況について審査しました。

これらの審査に当たっては、関係帳簿類、書類、証券等との照合を行うと共に担当課から資料の提出を求め参考としました。

その結果、各会計とも5月末日の最終計数に合致し適正に処理されていると認められます。

財政運営については、歳入関係では、財源は地方交付税、国庫支出金、道支出金及び町債に大きく依存

しています。これらで歳入の約70%を占めています。

町債は、10億9840万円で歳入の13・5%を占めます。

起債にあたっては過疎債、辺地債など元利償還金が普通交付税で補填される借入が9億7040万円あり、これは借入額全体の88・3%を占め、低利資金を有効活用している。

基金の運用状況は、総体で積立額5607万4千円、取り崩し額1億5444万7千円で差引9837万3千円の減少となりました。主な取り崩し基金は、財政調整基金4400万円、減債基金4230万円及び国鉄湧網線代替輸送確保基金1795万5千円でした。

国の行財政計画において、補助金の整理合理化等による総額抑制が進む中、町行財政の合理化等により経常経費等の節減に努めるなど財政の適正運営を図っているものと認められました。

しかしながら、各種財政指数の中に懸念される状況のものもあり、財政運営に慎重な配慮が望まれます。

会計別収支の状況

●一般会計

平成10年度一般会計の決算状況は、歳入81億5128万6千円、歳出79億5962万5千円で、形式収

支は1億9166万1千円の黒字でした。

これは最終予算に対し、歳入においては95・36%、歳出においては93・12%の執行率であります。

財政収支の状況は、単年度収支（形式収支から翌年度に繰り越すべき財源及び前年度実質収支を差し引いたもの）584万9千円の赤字です。

これに基金積立金及び繰上償還金を加え、基金取り崩し額を差し引いた実質単年度収支は、1億422万2千円の赤字となりました。

●特別会計

平成10年度各特別会計の決算合計額は、歳入29億3940万円、歳出28億2128万8千円で差引残額は1億1811万2千円でした。

各会計の実質単年度収支は次のとおりで、国民健康保険会計が黒字でその外は赤字です。

・簡易水道会計

▲2654万7千円

（前年度 ▲4510万6千円）

・と場合会計

▲3396万1千円

（前年度 ▲2644万4千円）

・国民健康保険会計

1461万2千円

（前年度 913万4千円）

・老人保健会計

▲3682万4千円
(前年度 ▲5663万2千円)
・公共下水道会計
▲1億4866万円
(前年度 ▲1億2149万8千円)

一般会計から各特別会計への繰入額は次のとおりで、その合計額は3億1696万8千円で前年度より6214万8千円増加しました。

・簡易水道会計

2540万3千円

(前年度 4089万2千円)

・と場合計

3281万5千円

(前年度 2649万3千円)

・国民健康保険会計

3045万3千円

(前年度 3524万9千円)

・老人保健会計

7809万5千円

(前年度 3339万2千円)

・公共下水道会計

1億5020万2千円

(前年度 1億1879万4千円)

財政運営の状況

歳入の執行状況

予算額85億4760万2千円に対する調定額81億9367万5千円は、執行率95・86%であります。

収入額は81億5128万6千円で、調定額に対する収入率は99・48%であります。執行率は前年度より

3・92ポイント低下いたしました。収入率は前年度と同程度であります。

なお、款別の収入未済額は次のとおりで町税及び使用料等が多額になっている上、各項目とも増加傾向にあります。

・町税 2579万4千円

(前年度 1851万7千円)

・分担金等 393万8千円

(前年度 318万7千円)

・使用料等 1095万1千円

(前年度 1083万5千円)

・財産収入 100万4千円

(前年度 50万3千円)

歳出の執行状況

歳出予算総額85億4760万2千円に対し、支出済額79億5962万5千円であり、執行率93・12%であります。

歳出予算総額から繰越明許費等の翌年度繰越額7635万2千円を差し引いた後の計数で算出する執行率は93・96%であります。

歳出の性質別決算額は、消費的経費28億1961万8千円、臨時的経費29億9270万円、補助費等21億4730万7千円でした。

これを構成比率でみると消費的経費は3・04ポイント増え、臨時的経費は3・34ポイント減っています。

各種財政指数の状況

・起債制限比率 8・303

(前年度 8・594)

・財政力指数 0・183

(前年度 0・183)

・経常収支比率 80・0

(前年度 77・9)

・公債費比率 17・0

(前年度 15・1)

・債務負担行為比率 0・45

(前年度 0・85)

予算執行状況

歳入の部

・町税

収入済額は6億373万9千円で、前年比94・32%と減少となりました。これは主に減税による減収であります。

予算額5億9595万円に対する執行率は101・3%であります。

調定額6億2964万2千円に対する収入率は95・89%で前年度より1・28ポイント低下しました。

収入未済額は、2579万4千円で、前年度より727万7千円の増加となっておりますが、これは、主に固定資産税の収入未済額の増加によるものです。

不納欠損額は、1億881万8千円で前年度より微増であります。適正に処理されています。

・地方譲与税

収入済額は、1億340万5千円で前年比90・31%です。

・地方消費税交付金

収入額は7595万3千円で前年比432・31%と大幅に増加しました。

・地方交付税

収入額は35億581万6千円で前年比103・8%で1億2842万9千円増加しました。

・分担金及び負担金

収入額は1億1310万1千円で前年比97・46%、295万2千円減少しました。これは農業費分担金の減少によるものです。

・使用料及び手数料

収入額は3億3668万5千円で前年比95・44%、1608万6千円減少しました。

・国庫支出金

収入額は5億3622万4千円で前年比109・63%で4710万7千円の増加となりました。

・道支出金

収入額は5億6551万6千円で前年比58・05%、4億870万7千円の減少となりました。

これは、橋梁維持費負担金(興生沢歩道橋橋梁整備工事)、農業費補助金(山村振興等農林漁業特別対策事業)の減少によるものです。

・財産収入

収入額は2326万4千円であり

ますが、土地建物貸付収入において収入未済額100万4千円を生じ、ほぼ倍額に増加しています。

・繰入金

収入額は1億3600万1千円で前年比36・08%と大幅に減少しました。

これは財政調整基金及び国鉄湧網線代替輸送確保基金からの繰入減少によるものです。

・諸収入

収入額は8億5719万5千円で、主な収入区分は佐呂間町振興資金貸付金収入、社会福祉法人サロマ福祉会施設整備費貸付金収入、国民年金印紙売払収入及び措置費収入であります。

・町債

収入額は10億9840万円で前年比82・54%、2億3230万円の減少であります。

主な収入区分は、社会福祉費債、農業費債、道路橋梁費債及び住宅費債であります。

なお、この中に減税補填費債3600万円が含まれています。

●歳出の部

・性質別歳出

消費的経費は28億1961万8千円で前年に比べ5747万3千円増加しました。

臨時的経費の投資的分は28億69

40万2千円で前年より5億2570万4千円減少し、維持的部分は1億2329万8千円で2610万4千円の増加であります。

補助費等は21億4730万7千円で前年比1億2818万8千円の減少であります。

・予算不用額

不用額は9885万6千円で、予備費1276万8千円を差し引いた実不用額8608万8千円は予算規模に比し適正範囲内であると認められます。

・予備費の活用

適切に使用されたと認められました。

●特別会計

・簡易水道会計

歳入は1億6154万3千円で歳出は1億5716万1千円で、前年度実質収支額を差引した単年度収支額は、114万5千円の赤字となりました。

これに基金積立（取り崩し）額を加え、一般会計繰入額を差引した実質単年度収支は2654万7千円の赤字となります。

水道使用料金収入は、料金改定等により609万7千円増加しました。

使用料の不納欠損額は4万8530円で適正に処理されています。

収入未済額は216万5560円で前年に比べ64万5650円減少していますが、なお解消の努力を要します。

主な事業は、老朽管の布設替工事等であります。

・国保会計

歳入は8億4549万3千円、歳出は7億7957万8千円、基金繰入は3千万円で実質収支は、6591万5千円の黒字です。

これから前年度実質収支額等を差引した実質単年度収支は、1461万2千円の黒字であり、2年連続黒字となりました。

保険税の収入未済額は、3389万2千円で前年より397万2千円増加しました。年々増加しており、有効なる対策が望まれます。

不納欠損額は28万6800円で適正に処理されていると認められます。

・と場合会計

歳入は5363万2千円で歳出は5363万2千円で差引残額0円とし、昭和37年開始された「と畜場」事業は平成11年3月31日をもって条例廃止に伴い、特別会計は廃止されました。

最終年度の実質単年度収支は、3396万1千円の赤字であります。

・老人保健会計

歳入は10億6315万3千円、歳

出は10億1781万8千円で実質収支は4533万5千円の黒字です。

これから前年度実質収支額等を差引した実質単年度収支は3682万4千円の赤字です。

医療給付費は、10億775万9千円で前年に比べ7340万6千円と大幅に減少したが、これは主に老人保健の一部負担金額等の改正によるものです。

・下水道会計

歳入は8億1557万9千円、歳出は8億1309万9千円で実質収支248万円の黒字です。これから前年度実質収支額等を差引した実質単年度収支は1億4866万円の赤字であります。

供用開始初年度の下水道使用料収入は419万5000円です。

財産に関する調査

財産の取得、保全、維持管理、処分については適切に処理されています。

各種施設等の維持管理

計画的実地調査の結果、適正に管理されていると認められます。

条例開始 公開審議 情報策定

広報1月号でお知らせしましたとおり、行政運営の透明化と町民の皆さんの行政参加を進めるため、佐呂間町情報公開条例を策定中であり、このための策定審議会委員を公募したところですが、現在、応募していただいた6名を含めて14名の委員を選任し、審議を進めています。

◆審議会委員の方は

大成	渡部 修一さん
幌岩	斉藤 則雄さん
西富	小林 由佳さん
西富	中西 勲さん
永代町	水戸 肇さん
富武士	藤田 明彦さん
若佐	佐々木孝三郎さん
富武士	小松 正義さん
永代町	筒井 敏雄さん
川西	山下 けい子さん
若佐	山前 満さん
宮前町	澤井 孝志さん
中園	澤井 泉さん
宮前町	井上 泰一さん

の14名の方を選任し、委員の皆さんの互選により、会長には澤井 泉さん、副会長には中西 勲さんが選ばれました。

◆審議項目について

審議会に対しては、町長より次のように諮問がなされ、今後この諮問項目について審議が進められます。

◆諮問内容

本町行政の透明かつ公正な行政運

営と信頼性の向上、住民の積極的な参加を促すため、佐呂間町情報公開条例を策定するにあたり、これが条例の基本的事項である左記について諮問いたします。

記

- 1、佐呂間町情報公開条例の目的
- 2、公開対象となる機関
- 3、公開対象行政文書の範囲
- 4、公開請求者の範囲
- 5、公開してはならない行政文書の範囲
- 6、公開しないことの出来る行政文書の範囲
- 7、公開請求から公開可否決定までの期間
- 8、公開の方法
- 9、不服申立機関の設置及び内容
- 10、制度実施状況の公表

◆審議会の傍聴について

この情報公開条例策定審議会の審議は、今後5回程度開催される予定で一般の町民の方も傍聴することができます。

傍聴を希望する方は、審議日程等を役場総務課（TEL2・1211）までお問い合わせのうえ、傍聴していただきますようお願いいたします。

また、審議日程は北海道新聞朝刊の遠軽・紋別版の「まち」の欄にも随時掲載されていますので、こちらの方もご参考にしてください。

お知らせ

「ご意見箱「町民の声」を設置しました」
今、町では情報公開条例を設けて透明度の高い町づくりを目指し準備を進めているところですが、町民の皆さんからも町づくりを基本とするいろいろなご意見を気軽に寄せていただければと考えております。

このことは、各自治会が実施しております町政懇談会の席でも提案がありましたので、早速実施して参りたいと思います。

町内の公共施設に「ご意見を寄せていただく専用のご意見箱「町民の声」を設置いたしましたので、ご利用いただきたいと思います。

「ご意見の内容によっては、町広報でお答えいたします。

また、直接ご本人にお答えすることも考えておりますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

（町民課住民活動係 TEL2・1213）

●「ご意見箱「町民の声」設置場所

- ・役場 ・若佐支所
- ・浜佐呂間出張所 ・町民センター
- ・図書館 ・武道館温水プール
- ・体育館 ・老人福祉センター

※記入用紙及び封筒を備え付けておりますが、特に用紙の指定はありませんので、別の用紙でもかまいません。

くらしの情報BOX

国民年金の窓口から

老齢基礎年金の

繰り上げ請求は慎重に

老齢基礎年金は、65歳から受給することが原則ですが、60歳から64歳までの間で本人が希望すると繰り上げて受給することもできることになっています。

この場合、次のようなことを十分ご理解のうえで手続きをしてください。

◇老齢基礎年金は、年齢に応じて一定率が減額されますし、その減額は生涯を通じて変わります。

◇特別支給の老齢厚生年金、退職共済年金を受けている方は、その支給が繰り上げ支給を請求したときから64歳まで停止されます。

◇遺族厚生年金、遺族共済年金が受けられるようになっても65歳になるまではどちらか一方の年金を選択しなければなりません。

◇国民年金の寡婦年金を受けている方は失権となります。

◇繰り上げ請求後に障害者となっても

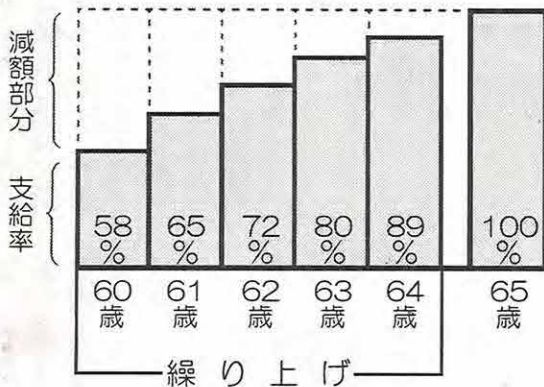
障害基礎年金は受けられなくなります。

◇繰り上げ請求後厚生年金、共済組合に加入すると老齢基礎年金の支給が停止されます。

◇国民年金の任意加入はできなくなります。

○お問い合わせは
町民課戸籍年金係

TEL 2・1213



国保一〇×モ

国民健康保険・老人保健に加入されている町民税非課税世帯の方へ

医療機関に入院された場合、診療・薬代とは別に一部自己負担として食事代を医療機関に支払うこととなります。

国民健康保険・老人保健加入の方で、町民税が非課税世帯の方は、食事代の一部自己負担額が減額される「標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。

また、老人保健加入者の方は「標準負担額減額認定証」の他に入院時の一部負担金の限度額が減額となる「老人医療の入院時一部負担金限度額適用認定証」も一緒に交付を受けることができます。

なお、交付申請を行う場合は次の物が必要となります。

◆交付申請に必要な物

- ・印鑑
- ・健康保険被保険者証
- ・老人保健法医療受給者証

○お問い合わせ先

保健福祉課医療保険係

TEL 2・1212

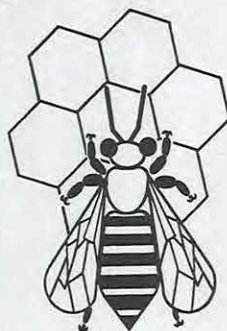
町民課生活環境係からのお知らせ
TEL 2・1213

ハチの駆除について

暖かくなりハチも活動を始める時期です。巣を作るのは主に住宅等の軒下ですが、思ってもみないところに作る場合もあります。

巣のそばには必ず見張りのハチが飛んでいて、知らずに巣のそば付近にいただけでも、ハチは襲いかかってくる場合があります。

ハチの巣を発見した場合は、自分での除去は大変危険ですので、担当係まで連絡してください。



野生大麻・不正けし撲滅運動について

今年も6月1日から9月30日まで「野生大麻・不正けし撲滅運動」が行われます。

昨年は、佐呂間町において「大麻」約1万1千本、「不正けし」約1万本を除去しています。

大麻は喫煙すると知覚の変容や幻

覚等の精神障害をもたらし、肺・脳・生殖機能・免疫機能等に影響があると言われています。

除去については、野生大麻・不正けしが自生している「土地所有者による除去」を原則として運動を推進していますが、町も保健所等の関係機関と協力し抜き取りを行っていただきますので、付近に自生ヶ所がありましたらお知らせください。

リサイクル資源の収集袋・パ ンフレットの配布について

リサイクル資源の収集・分別作業をスムーズに行うために、4種類のリサイクル回収袋（空き缶類・ペットボトル類・ビン類・発泡スチロール類）を5月下旬から6月上旬に各自治会衛生部長さんか、佐呂間自治会衛生班長さんから配布していただきます。

また、リサイクル資源の分け方・出し方のパンフレットを併せて配布しますので、ご家庭の見やすい場所に掲示してご協力をお願いします。

し尿浄化槽汚泥の収集料金の 変更について

4月広報配布時にチラシにてお知らせしましたが、し尿浄化槽汚泥の収集料金が1戸当たり7円20銭に改定されます。

10戸当たり72円で25戸刻みで計算しますが、200戸に満たない場合は、最低料金として200戸分の料金（1440円）となります。

収集料金の変更は、7月以降の収集作業からです。

児童手当現況届を忘れず に提出しましょう

現在、児童手当を受けている方は6月9日から23日までの間に「児童手当現況届」を提出してください。

この届けは、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当の支給を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するための大切な届けですから、必ず期限までに次の関係書類等をご持参のうえ提出してください。

◇持参する物

- ・印鑑
- ・国民年金以外に加入している方は年金加入証明書

◇提出先

- ・保健福祉課福祉係
- ・若佐支所
- ・浜佐呂間出張所

この届けを提出されない場合、受給資格があっても6月分以降の児童手当の支払いを受けることができません。

なお、公務員や公共企業体の職員の方は勤め先に届け出てください。

お問い合わせは

保健福祉課福祉係

TEL 2・1212

若佐歯科診療所

休診のお知らせ

古川医師不在のため6月16日（金曜日）及び17日（土曜日）は休診となります。なお、6月24日（土曜日）は診療を行います。
ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

若佐診療所

休診のお知らせ

芝田所長不在のため次の日を休診いたしますのでご了承ください。
ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

◆休診日
6月27日（火曜日）
7月10日（月曜日）
7月11日（火曜日）

不正改造車排除運動実施中

運輸省では、暴走行為・過積載運行を助長するような不正改造車を排除することを目的に、6月1日から30日までの1ヶ月間「不正改造車を排除する運動」を全国的に実施しています。

荷台を不正に改造したダンプカー、窓ガラスへの着色フィルムの貼付やクリアレンズに係る不適切な灯火の装着・使用・排気ガス用触媒・マフラーを取り外した乗用車などの不正改造車は、道路交通の秩序を乱すとともに排気ガスによる大気汚染、騒音などの環境問題を引き起こす原因になるなど社会的な問題となっています。

また、近年は自動車ユーザーの不正改造に対する認識不足により基準に適合せず事故を誘発しかねない状態で運行している自動車が増加してきているため、これらの不正改造車の街頭での取り締まりや関係事業者に対する指導を行っています。

皆様もぜひ、この機会に不正改造の防止についての理解を深めていただき、その排除にご協力ください。

不正改造車に関する情報・相談・お問い合わせは、北海道運輸局北見陸運支局整備課（TEL 0157-24-7581）まで

安全確保と公害防止のために

しない させない クルマの不正改造!!

許すな密入国

なくそう不法就労

昨年1年間で検挙した集団密航者は、全国で770人に上り、そのうち中国人の占める割合が9割強の701人となっており、中国人による集団密航の多発傾向が依然として続いています。

これには、密航請負組織である「蛇頭」が強く関与しており、日本国内に受け入れ組織を構築し、日本の暴力団も加わって、広域的に活動を行っています。

日本国内には約27万人の不法残留者が把握されておりますが、来日外国人犯罪は増加するだけでなく、組織化、悪質・凶悪化へと進み、日本の治安にとって大きな脅威となっております。

警察では、関係省庁との連携や水際対策を強化するなど、諸対策を推進しておりますが、地域の皆さんからの情報をお待ちしております。

不審な外国人を見かけた際には、警察署または、最寄りの駐在所まで情報をお寄せください。

遠軽警察署

Tel (01584) 2・0110



6月は「外国人労働者問題啓発月間」です

外国人労働者の適正な雇用・労働条件の確保と不法就労の防止にご理解とご協力を!!

経済社会の国際化の進展に伴い、就労を目的として我が国に入国・在留する外国人は増加傾向にあり、我が国の労働市場に少なからず影響を及ぼしているところです。

一般に外国人労働者は、日本語や我が国の労働慣行に習熟していないこと等から、就労に当たって各種のトラブルを生じているほか、不法就労者も依然として高水準で推移しております。

このようなことから、国においては毎年6月を「外国人労働者問題啓発月間」

と定め、各種の啓発活動に取り組む事としておりますので、事業主の方々をはじめ道民の皆さまには、外国人労働者の適正な就労の促進と不法就労の防止等について、ご理解とご協力をお願いいたします。

詳しくは、ハローワーク（公共職業安定所）または、北海道労働局職業安定部職業対策課（Tel 011・212・0102）までお問い合わせください。

特設人権相談所を開設いたします

毎年、6月1日から30日までは「人権擁護委員制度普及月間」です。

この月間にちなんで、北見人権擁護委員協議会及び釧路地方法務局北見支局では、次の日程で「特設人権相談所」を開設し、人権擁護委員がご相談をお受けいたします。

費用は無料で、秘密は固く守られますので、日頃悩んでいることや困っていることをこの機会にお気軽にご相談ください。

なお、普段でも人権擁護委員の自宅及び釧路地方法務局北見支局では、相談をお受けいたしますので、お気軽におたずねください。

また、ご自分の土地や建物の登記名義について不安な方や不動産の所有者や担保の状況等について調べたい方は、その不動産を管轄する法務局で、登記簿の閲覧または、登記簿の謄本により確認することができます。

詳しくは最寄りの法務局にお尋ねください。

特設人権相談所

と き 6月23日(金)午後1時～午後4時

ところ 佐呂間コミセン

相談担当者

人権擁護委員 内藤 学峰 (仁 倉 TEL6-2725)

人権擁護委員 山口 光友 (永代町 TEL2-3619)

送電線付近での

作業は注意を

送電線付近で建設機械を運転し被害事故が発生しております。

非常に危険であり更に人身災害の恐れもありますので、送電線に接近して作業をする場合は、最寄りの北海道電力(株)にご連絡ください。

立会等必要な場合は、無料でご協力いたします。

◆連絡先

北海道電力(株)紋別電力所送電課

Tel (01582) 3・4249



高い電圧を使っている送電線・配電線は、直接電線に触れなくても、近づいただけで放電してしまい、感電などの人身災害にもつながってしまいます。

交通事故のご相談は旭川自動車保険請求相談センターへ

最近の交通事故の形態は複雑化してきており、その解決に困っている方も多くなっています。

社団法人日本損害保険協会では、そのような方々のために、全国に「自動車保険請求相談センター」を設け自動車損害賠償責任保険や任意自動車保険の請求について専門の相談員が無料でご相談を受け付けております。

●相談日

月曜日～金曜日（祝祭日は除く）
（午前9時30分～午後4時40分）

●弁護士相談日

毎月第1・第3水曜日
（午後1時～午後4時）

●お問い合わせは

旭川自動車保険請求相談センター
TEL (0166) 22-4285

平成12年度防火管理者資格取得講習会が開かれます

- 1、日 時
 - ・乙種防火管理者 7月4日（火）
9時30分～16時30分
（1日間行われ受付は9時より）
 - ・甲種防火管理者 7月4日（火）～5日（水）
9時30分～16時30分
（2日間行われ受付は9時より）
- 2、会 場 遠軽町福祉センター5階
（遠軽町岩見通南2丁目 TEL01584-2-4135）
- 3、受講申請書の受付期間
6月1日～20日
- 4、受講申請書の提出先
遠軽地区広域組合消防署佐呂間支署
- 5、受講料
 - 乙種防火管理者 2,500円（テキスト代含む）
 - 甲種防火管理者 3,000円（ ）

※受講料は、当日会場受付に納入してください。
- 6、その他
 - 受講申請書は遠軽地区広域組合消防署佐呂間支署にあります。
 - 詳しいことは、遠軽地区広域組合消防署佐呂間支署 予防係まで（TEL2-3637）

「危険物安全週間実施」

全国で危険物安全週間が6月4日から10日まで実施されます。この期間中は危険物を取り扱う事業所はもとより、各家庭においても危険物事故防止の強調週間です。

日常生活の中でも危険物は使用されており、灯油・ガソリン・ガスなど多様です。

これらのものは一歩使用方法を誤ると事故になり、大切な財産や命を奪うものもありますので、使用の際には十分な注意が必要です。

★注意事項

●暖房器具関係

- ・火をつけたままで給油しない
- ・カートリッジタンクの蓋のゆる

みはないか？

- ・ストーブの前に燃料容器を置かない

- ・燃料容器は日光の当たらない暗く温度の低い場所に保管し容器の劣化を防ぐ

- ・ストーブにガソリンを誤給油しないよう容器を分け必要なガソリンを置かない

●その他

- ・除雪機やスノーモービルのエンジンにかけたまま給油しない
- ・ガソリンをポリ容器に保管しない
- ・カセットボンベをストーブやガスコンロの側に置かない

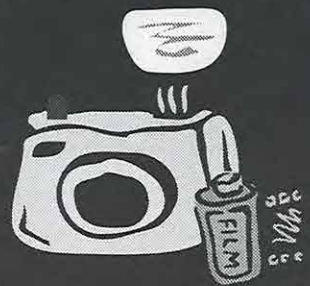
税務職員を募集します!!

人事院・国税庁では税務職員を募集しています。税務職員は、国家公務員採用Ⅲ種試験（税務）の最終合格者の中から採用され、採用者は税務大学校に入校し、約1年間税法などの研修を受けます。採用試験の概要は次のとおりです。

- ◆受験資格 S55年4月2日～S58年4月1日までに生まれた方
- ◆試験の程度 高等学校卒業程度
- ◆受付期間 6月21日～6月28日
- ◆申込先 人事院北海道事務局
（〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目札幌第3合同庁舎）
- ◆第1次試験 9月3日（日）

※申込書の請求及びお問い合わせは

北見税務署（総務課） TEL 0157)23-7151



まちの話題

話題・出来事などみなさんから
の情報をお待ちしています。

町民課住民活動係 TEL 2・1213

ありがとうカーテさん

語学助手として平成9年2月に佐呂間町に來られ、町のために色々と尽力されてきた、カーテさんが3年4ヶ月間の任期を終え、佐呂間町を離れる事となり、町と町姉妹都市国際交流委員会の共催により、5月12日に佐呂間コミセンにおいて送別会が行われました。送別会には、93名に及ぶ多くの方が出席され、カーテさんご夫妻との別れを惜しんでいました。

誰からも親しまれてきたカーテさんは挨拶の中で、「多くの人に親切にしてもらい大変ありがとうございました。」と話し、町民の方々に心から感謝していました。

また、キャシーさんが作った木工人形が町に、参会者の皆さんからカーテさんご夫妻に時計などが送られました。

カーテさん、今まで本当にありがとうございました。



桜の苗木30本を境内に

5月17日に若里神社の境内に桜の苗木30本が植樹されました。

この桜は以前、北海道新聞に掲載されていた「北海道千本桜運動」の桜の苗木プレゼントに自治会で応募し当選したもので、「エゾヤマザクラ」という種類のものです。

古くから境内にあった樹木は、病気がついついてしまった事もあり、切り倒し、その後消毒しながら桜を植樹していました。

網走の苗圃で3年から4年育てられていた苗木も数年後には、境内を埋め尽くすほどの花を咲かせる事でしよう。

厚生大臣特別表彰を受章

宮前町在住の相田俊子さんが、厚生大臣特別表彰を受章されました。

相田さんは、昭和48年に民生委員となり町民生委員協議会監事、同副総務などの要職を経て、現在まで26年余りの長きに亘り社会福祉の増進に務められた功績が認められ、今回の受章となったものです。



鳥居が寄贈されました

知来開基100年記念に際し、宮前町在住の田中勝春さんから知来八幡宮に鳥居が寄贈されました。



勲四等瑞宝章を受章

この度、春の叙勲の受章者として宮前町に在住の内藤義明さんが選ばれ、勲四等瑞宝章を受章されました。

内藤さんは、昭和23年佐呂間中学校を振り出しに、佐呂間高校定時制を経て根室管内の標津高校校長を退職するまで35年の長きに亘り教育一筋に活躍され、特に働きながら学ぶ人達の定時制教育に強い情熱を注がれた功績が認められ今回の受章となったものです。



セーフティロード・サロマ

スピードダウンとシートベルトの着用を

●スピードダウン

本格的な観光・行楽シーズンに入り、交通量の増加とともに速度の出しすぎでカーブを曲がりきれず「路外逸脱事故」や対向車線にはみ出しでの「正面衝突事故」などの重大事故が多発しています。

カーブ事故の原因の多くは、速度の出し過ぎによるもので、時速80キロメートル以上で起きています。

また、なお半径50メートル未満のカーブでは比較的少なく、半径100m～200mの緩やかなカーブで重大事故が起きています。

○カーブ走行の基本

カーブの手前で速度を十分に落とし、カーブに入ったら、操縦安定性を増すためにアクセルペダルを軽く踏んでゆつくり曲がる。



カーブと安全走行速度

●シートベルトの着用

シートベルトが交通事故によるケガを軽減することは、多くの人が認めるところですが、着用実態をみると未だの感があり、シートベルト非着用による死亡事故が後を絶ちません。着用率の調査では、安全速度を守る人の着用率が高く、暴走運転をする人の着用率は低いのが特徴となっています。

○シートベルト着用調査

- ・調査日 平成12年4月6日 午前10時～11時
- ・調査場所 国道333号線 若佐市街（農協交差点）
- ・対象車両 普通乗用車・軽自動車（貨物車は除く）

遠軽警察署管内町村別交通事故発生状況 (平成12年4月末現在)

	発生件数		死者数		傷者数	
	12年	11年	12年	11年	12年	11年
佐呂間町	3	10	2	0	8	17
遠軽町	16	11	0	0	24	12
上湧別町	5	8	0	0	9	13
湧別町	7	4	2	0	7	5
生田原町	3	1	0	0	5	2
丸瀬布町	1	2	0	0	2	4
白滝村	1	3	0	0	1	3
計	36	39	4	0	56	56

※ 発生件数は人身事故のみの件数です。

区分	調査台数	着用者	非着用者	着用率
運転席	336	274	62	81.5%
助手席	90	72	18	80.0%

※本町の着用率は全道平均よりやや低く特徴としては、町外車両より近い距離を走る地元車両の非着用が目立っていました。

初夏の全国交通安全運動 運動期間

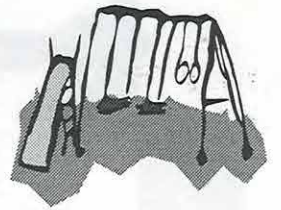
6月1日（木）～10日（土）

重点目標

- ・若者の暴走型事故の防止
- ・スピードの出し過ぎなど無謀運転の防止
- ・チャイルドシートとシートベルトの着用の徹底



ベビーフェイス



浜佐呂間

形部

女子

平成11年6月8日生まれ

直喜さん
ゆかりさん
瑠奈ちゃん

こんにちは!!「きょうぶ るな」です。毎日大好きなイタズラをして楽しく遊んでいます。

今一番の仲良しは、佐呂間のじーちゃんのうちにいる犬のさくらです。もった友達がほしいなあー。

町で会ったら声をかけてね。



永代町

弘内

男子

平成11年5月11日生まれ

充さん
文香さん
颯太郎くん

みなさんはじめまして、“そうたろう”といいます。

ろく目のぼくは、一番かわいがられていますが、いたちらが好きなので手が届くものは、みんなおもちゃにしています。

まだ歩けません、お散歩・お食事が大好きです。



寿大学

俳句講座作品

時ならぬ降雪二日北に住む

小杉よし子

峠路や花と見まがう名残雪

片山 キヨ

クロッカスかがよう空となりけり

垂水 礼子

味噌和えの香り豊かにふきのとう

香川 キヨ

空青く金の光や福寿草

船木 道

純白の苞^{ほう}のかがやき水芭蕉

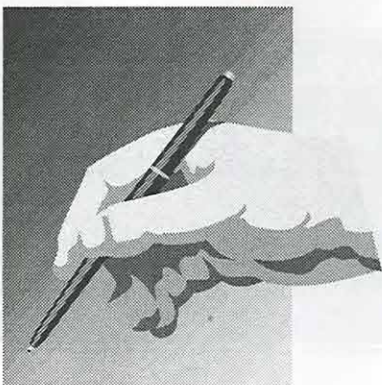
三島 末隆

眼つぶれば若き我あり春の宵

船木 馨

まなこ癒え八十八夜の深眠り

鈴木 房子





食生活改善推進員

トッモローライフ・さろま

あんかけ風豆腐ハンバーグ



【作り方】

- ① 豆腐は湯通しをして、水切りをしておく。
- ② 水切りした豆腐にシーチキン、塩、こしょう、片栗粉を入れハンバーグ状態にする。（肉団子にしても良い）
- ③ サラダオイルで両面をキツネ色になる位まで焼く。
- ④ きのこと類を適当の大きさに切る。
サラダオイルで炒め、だし汁、みりん、塩、しょうゆで味付けをして片栗粉でとろみをつける。（和風味）
- ⑤ 焼きあがった豆腐に④をかけ、「さらしねぎ」をかけてできあがり!!

《材 料》（2人分）

豆腐	1丁	● 長ねぎ	5Cm
シーチキン	1/2缶	● みりん	少々
しめじ	1/2パック	● 塩	少々
生しいたけ	4ヶ	● しょうゆ	少々
えのき	1/2袋	● だし汁	2カップ
きくらげ	4～5枚	● サラダオイル	適量
絹さや	3～4枚	● 片栗粉	適量

【調理のポイント】

消化の良い豆腐のたんぱく質をハンバーグ風に仕上げ、さらに、あんかけの材料には食物繊維の豊富なキノコを中心にしてあっさりとした味付けの献立です。材料はキノコの風味を生かすためにあまり余計な食品は使用せず、味付けはだし汁を生かしてあっさりとして仕上げたい。

キノコ類に含まれるプロビタミンDは体内で活性型ビタミンDとなって、カルシウムの吸収を高める働きがあり、カルシウムの多い豆腐との組み合わせで効率よく吸収できるでしょう。

ご寄付ありがとうございます



- ◆ 社会福祉協議会へ
 - 香典返しを廃して
 - （亡夫 春雄さん）
 - 宮前町 直井 サツ子さん
 - （亡夫 元治さん）
 - 宮前町 大西 李津子さん
 - （亡母 フジ子さん）
 - 若 里 畑中 正友さん
 - （亡夫 安次郎さん）
 - 浜佐呂間 木村 輝子さん
 - 快気祝いを廃して
 - 永代町 山口 光子さん
 - ◆ 社会福祉事業に対して
 - さろまひまわりの会
 - ◆ 特別養護老人ホームへ
 - 若 里 井上 敬俊さん
 - 岸組婦人部のぞみ会
 - ◆ 図書館へ
 - 西 富 村松 健さん
 - 宮前町 佐藤 啓子さん
 - 宮前町 上伊澤 洋さん
 - ◆ 佐呂間老人クラブへ
 - 宮前町 結城 喜美子さん
 - 宮前町 佐藤 幸子さん
 - 宮前町 宮田 良夫さん
 - 幸 町 吉野 信忠さん
 - 宮前町 山内 秀雄さん



2年生 青野 さやか

上を向いてパンを食べようとして
いるところの描き方がとても工夫
されています。絵の具のぬり方も
いいですね。



2年生 十亀 雄策

いろいろな動物の体の部分を一つ
一つ切り取り、動きが出るように
組み合わせています。時間も手間
もかかった作品です。



5年生 山内 南

はね、はらいもしっかりしてい
て、気持ちのこもった作品です。



5年生 片岡 麻衣

ていねいにしっかり書き2文字の
バランスがよくとれた作品です。

人のうごき

ー4月末現在ー

世帯数	2,498戸(+50)
人口	6,898人(+65)
男	3,336人(+35)
女	3,562人(+30)

() 内は前月比です。

編集後記

◆ 近頃やっと気温も上がり、
屋外へ出る機会も増えてしま
したが、いざ何か行事がある
と天気がぐずつき中止になっ
てしまう事があります。
ぱっとした天気が続いてほ
しいものです。
◆ ベビーフェイスのコーナ
ーでは、皆さんからの応募をお
待ちしております。
満1歳になるお子さんのい
る方は、町民課住民活動係ま
でご連絡ください。